

## 日野市幼児教育・保育の在り方検討委員会設置要綱

令和 5 年 2 月 1 5 日制定

## (設置)

第 1 条 幼保小連携の更なる推進と多様性に応じた学びの充実を目的として、日野市らしい幼児教育・保育の在り方を検討するため、日野市幼児教育・保育の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を教育委員会に報告するものとする。

- (1) 幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続に関すること。
- (2) 特別な配慮を要する子ども、外国人等への支援に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、公立幼稚園の在り方など日野市らしい幼児教育・保育の実現に向けた方策に関すること。

## (組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者につき市長が委嘱し、又は任命する委員 8 人をもって組織する。

- (1) 学識経験者 1 人
- (2) 市立幼稚園の代表者 1 人
- (3) 市内の私立幼稚園の代表者 1 人
- (4) 市立保育園の代表者 1 人
- (5) 市内の私立保育園の代表者 1 人
- (6) 市立小学校の代表者 1 人
- (7) 市長が別に定める日現在において、市内の幼稚園又は保育園を利用している園児の保護者（公募による） 2 人

## (任期)

第 4 条 委員の任期は、就任の日から第 2 条に規定する所掌事項が完了する日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

- 3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会において会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(謝礼金)

第8条 委員が委員会に出席したときは、予算の範囲内で謝礼金を支払う。ただし、第3条第2号、第4号及び第6号に規定する委員には支払わない。

(関係者の出席等)

第9条 委員会は、委員長が必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開と会議録の作成)

第10条 委員会の会議は、公開する。ただし、委員会は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

- 2 委員会は、会議に際し、会議録を作成しなければならない。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、教育部学校課及び子ども部保育課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年2月15日から施行する。